

●設 備

項 目		図番号	内 容	負 担 区 分		備 考
				入居者	公 社	
① 給排水衛生設備関係	給 水	D-11 E-4 E-6 E-9	パッキン・コマ取替 シャワー(ホース・ヘッド・フック)取替	○		パッキンを取り替えても漏水が止まらない場合は公社負担 シングルレバーの不具合、カートリッジ取替は公社負担
			給水・給湯管		○	故意又は過失による場合は入居者負担
	排 水		排水管 (台所・洗面所・洗濯機置場・浴室・便所・バルコニー)		○	//
			破損・詰まりによる漏水	○		
		E-3 E-7	腐食による漏水		○	故意又は過失による場合は入居者負担
			破損・詰まりによる漏水	○		
		E-3	目皿(中皿・わん)	○		腐食の場合は公社負担
			洗濯機置場ホース差入口 浴室扉貫通部、排水ホースホルダー(固定バンドを含む)	○		
	便 所 廻 り	F-7	接続部からの漏水		○	故意又は過失による場合は入居者負担
			破損・詰まり	○		取付金物腐食によるガタつきは公社負担
		F-8	便座・蓋	○		ボルトのゆるみによるガタつきは公社負担 ウォシュレットの作動不良は公社負担
		F-6	ロータンク		○	故意又は過失による場合は入居者負担
			破 損	○		
			タンク内附属部品		○	故意又は過失による場合は入居者負担
			フラッシュバルブ		○	
		F-9	洗浄管(スパット)		○	
		F-10	ペーパーホルダー タオル掛け	○		腐食は公社負担
		E-5	洗面器・手洗器	○		取付金物腐食によるガタつきは公社負担
	浴室廻り・その他		鎖・ゴム栓	○		
		E-8	洗面化粧台 メデシングキャビネット	○		取付金物腐食によるガタつきは公社負担
		E-2	浴室防水パン・洗濯機パン		○	故意又は過失による場合は入居者負担
			破 損	○		
			浴槽蓋	○		
② ガス設備関係			ユニットバス(浴室)		○	故意又は過失による場合は入居者負担
			作動不良		○	//
	ガス配管(台所・浴室・居室)	D-10	キズ・破損	○		
			腐 食		○	故意又は過失による場合は入居者負担
			ガス栓・ガスコック及びボックス(台所・浴室・居室)		○	
			ガスコンロ	○		作動不良は公社負担

項 目		図番号	内 容	負 担 区 分		備 考
				入居者	公 社	
設備関係 ②ガス	給湯器リモコン		破 損	○		作動不良は公社負担
	浴室換気乾燥機		破 損	○		
	排気筒(専用部分)		腐 食		○	故意又は過失による場合は入居者負担
設備関係 ③電 気 設 備	配 線		絶縁不良		○	故意又は過失による場合は入居者負担
		A-12	接触不良		○	
			損 耗		○	
	廻 り		破 損	○		作動不良等については公社負担
		C-16	破 損	○		
		C-16 D-12	破 損	○		
	照 明	A-5 C-17 D-9	破 損	○		故意又は過失による場合は入居者負担
		D-13 F-12	脱 落		○	
			破 損	○		
	そ の 他		破 損	○		作動不良等については公社負担
			球切れ	○		
			球切れ	○		
	換気用フード	D-5	脱 落		○	故意又は過失による場合は入居者負担
		D-6	破損(フィルターの汚損を含む)	○		
			破損(フィルターの汚損を含む)	○		
	排気シャッター		破 損	○		作動不良は公社負担
			破損(フィルターの汚損、電球球切れを含む)	○		
			破 損	○		
	押ボタン	B-11	破 損	○		作動不良は公社負担 モニタカメラ付インターホンも含む
			破 損	○		
			破 損	○		
	テレビ用接続端子	C-15	損 耗		○	故意又は過失による場合は入居者負担
			作動不良		○	
			破 損	○		
	熱感知器類		作動不良		○	紛失・故意又は過失による場合は入居者負担
			作動不良		○	

- (摘要) 1. 入居(契約日)後3ヶ月以内に修繕が必要となった場合は公社負担とします。
2. 負担区分表の用語の取扱いについて
1)「腐食」は腐食して機能不能となった場合に使用します。
2)「ガタつき」で使用に支障のない程度ガタつきは修繕の対象外とします。
3. 1階木造床の床下りに原因して修繕が必要となった場合は公社負担とします。
4. 最上階・上階の浴室または外壁からの漏水に伴う修繕は公社負担とします。
5. 入居者で設置したもので修繕が必要になった場合は入居者負担とします。
6. 負担区分により公社負担となる場合においても、入居者の責となる故意または過失による場合の修繕はすべて入居者負担とします。